

三次市教育委員会告示第 号

三次市公立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に関する要綱を次のように定める。

平成26年6月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市公立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条及び三次市いじめ防止基本方針（平成26年3月18日策定）に基づき、いじめの防止等の対策のための組織に関し必要な事項を定め、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とし、学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(いじめ防止委員会)

第2条 校長は、いじめの防止に対する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、校長が指名する複数の教職員をもって構成する。
- 3 校長は、必要に応じて、委員会の会議に心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、医師、弁護士等の外部専門家その他の関係者を出席させることが

できる。

(報償費)

第3条 外部専門家その他関係者の報償費は、三次市報償費支払い基準に基づき支給する。

(守秘義務及び個人情報保護)

第4条 外部専門家その他関係者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三次市個人情報保護条例（平成17年三次市条例第45号）を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月 日から施行する。